

川議発第212号  
令和6年3月28日

川口市監査委員 澤野 高雄 様  
同 金井 洋 様  
同 奥富 精一 様  
同 福田 洋子 様

川口市議会議長 榊原 秀忠



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和6年2月1日執行の議会事務局定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（議会総務課）

議会総務課の政務活動費の過年度返還金雑入について、文書の保存が川口市文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

調定決議書については、「会計管理者通知」に基づき、作成した「調定票」の簿冊に綴り、適正な事務処理を進めております。

財産管理について（議会総務課）

議会総務課が所管する公印の管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

当該公印については、「川口市財産規則」に基づき、備品登録を行うとともに、公印事務の適正化について、課内において再徹底を図りました。

